

2023年6月29日

## 未利用口座を対象とした「口座管理料」の見直しについて

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、これまで2020年4月1日以降に開設された普通預金の未利用口座を対象とした口座管理料を、2020年3月31日以前に開設された普通預金口座にも適用させていただきますので、下記のとおりお知らせいたします。

本件は、マネーロンダリング対策の一環として未利用口座の不正利用を防止し、口座の恒常的なご利用をおすすめするとともに、口座管理に係る最低限のコストをお客さまにご負担いただくことによるサービスの維持・向上を目的としています。

なお、口座管理料は一定期間以上ご利用がない普通預金口座を対象とするものであり、日頃から入出金や口座振替等のお取引をいただいている口座が対象となることはございません。何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

### 【口座管理料見直しの概要】

適用日	2023年9月1日（金） ※口座管理料の見直しに伴い、普通預金規定および普通預金（照合表口）規定を改定いたします。改定内容の詳細は（別紙）をご参照ください。 ※口座管理料の引き落としは2023年12月を予定しております。
対象口座	最後のお預け入れ（当該普通預金の利息入金を除く）、または、払い戻し（口座管理料の引き落としを除く）から2年以上、お預け入れまたは払い戻しがなく普通預金口座。 ただし、次の口座は対象外となります。 ・残高が10,000円以上の当該口座 ・お借り入れやローンの返済口座 ・定期預金のリンク口座、投資信託・外貨預金の指定口座 なお、対象となる見込のお客さまには、届出住所宛て事前に書面にて通知いたします。通知後、一定期間経過してもご利用またはご解約がない場合、口座管理料をお引き落としさせていただきます。
口座管理料	年間1,320円（税込）
自動解約について	残高不足等により口座管理料のお引き落としができなかった場合、残高全額を口座管理料の一部として引き落とし、当該口座は自動的に解約となります。 自動解約となった場合、お手元の通帳・キャッシュカード等については、解約の時点でご利用いただけなくなります。

以上

## 【普通預金及び普通預金(照合表口)規定新旧対比表】

普通預金規定(抜粋)「未利用口座管理手数料」条項の改定	
改定前	改定後
<p><b>20. 未利用口座管理手数料</b></p> <p>(1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻がない場合は、当行が定める未利用口座管理手数料を徴収します。</p> <p>(2) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引き落とします。</p> <p>(3) 預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、口座を解約します。解約にあたっては、個別の通知を行わないことがあります。</p> <p>附則 本項は2020年4月1日以降に開設された口座に適用されるものとします。</p>	<p><b>20. 口座管理料</b></p> <p>(1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは口座管理料以外の払戻がない場合は、当行が定める口座管理料を徴収します。</p> <p>(2) 口座管理料は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引き落とします。</p> <p>(3) 預金残高が口座管理料に満たない場合、残高全額を口座管理料に充当のうえ、口座を解約します。解約にあたっては、個別の通知を行わないことがあります。</p>
普通預金(照合表口)規定(抜粋)「未利用口座管理手数料」条項の改定	
改定前	改定後
<p><b>22. 未利用口座管理手数料</b></p> <p>(1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻がない場合は、当行が定める未利用口座管理手数料を徴収します。</p> <p>(2) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引き落とします。</p> <p>(3) 預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、口座を解約します。解約にあたっては、個別の通知を行わないことがあります。</p> <p>附則 本項は2020年4月1日以降に開設された口座に適用されるものとします。</p>	<p><b>22. 口座管理料</b></p> <p>(1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは口座管理料以外の払戻がない場合は、当行が定める口座管理料を徴収します。</p> <p>(2) 口座管理料は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引き落とします。</p> <p>(3) 預金残高が口座管理料に満たない場合、残高全額を口座管理料に充当のうえ、口座を解約します。解約にあたっては、個別の通知を行わないことがあります。</p>